

議案第 31 号

澁川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

澁川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成 18 年澁川市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「預り保育料」を「預かり保育料」に改める。

第 2 条第 2 号中「預り保育料」を「預かり保育料」に、「園児」を「幼児」に改める。

第 3 条中「幼児の保護者」を「支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、渋川市立幼稚園における保育料及び<u>預かり保育料</u>（以下「保育料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育料等の額） 第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） <u>預かり保育料</u> 幼児1人につき日額100円（ただし、長期休業期間中は、<u>幼児</u>1人につき日額200円）</p> <p>（徴収時期） 第3条 保育料等は、毎月月末その月分を<u>支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）</u>から徴収する。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、渋川市立幼稚園における保育料及び<u>預り保育料</u>（以下「保育料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育料等の額） 第2条 保育料等の額は、次のとおりとする。 （1） （略） （2） <u>預り保育料</u> <u>園児</u>1人につき日額100円（ただし、長期休業期間中は、<u>園児</u>1人につき日額200円）</p> <p>（徴収時期） 第3条 保育料等は、毎月月末その月分を<u>幼児の保護者</u> _____から徴収する。</p>